

規 約 ・ 規 程 の 一 部 改 訂 (案)

仲島区規約

項 目	現 行	改 訂 案	改 訂 理 由
第19条 新設 慶弔		慶弔金の取扱いは、次のとおりとする 1 役員の弔慰金は30,000円とする2区住民(区費納入世帯)の弔慰金は5,000円とする3区の運営に貢献又は尽力し、顕著な功績があった者(団体等を含む)は、役員会の承認を得て表彰する事ができる	規定がなかった為

項 目	現 行	改 訂 案	改 訂 理 由
第20条 新設 個人情報保護の取扱い		区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用提供および管理については、「個人情報取扱要領」に定め、適正に運用するものとする。	「個人情報保護法」が制定され、平成17年4月1日に施行された為

[役員・組長・評議員 選出規定]

項 目	現 行	改 訂 案	改 訂 理 由
第2条 5項追加 役員に欠員が生じた時		役員に欠員が生じた時は、選考委員会にて選出し、評議員会にて承認を得るものとする。任期は前任者の残任期間とする。	不測の事態に対応する為

[公民館・老人憩いの家 規定]

大野城市全区規定見直しの為、又老人憩いの家管理が区に移管された為に改訂。